

令和3年度地域少子化対策重点推進交付金(令和3年度補正予算)実施計画書 (都道府県分) 個票

自治体名 **福岡県** (都道府県: **福岡県**)

事業メニュー	優良事例の横展開支援事業		
区分	機運醸成の取組		
関連事業メニュー	2.2.1 各地域において、結婚・妊娠・出産・乳児期を中心とする子育てに温かい社会づくり・機運の醸成の取組に向けた基礎として、地域の関係者間の情報共有、地域における課題の抽出・分析等を行う取組		
個別事業名	病児保育及び医療的ケア児支援に係る情報発信事業	新規/継続 (一般財源での実施も含む)	新規
実施期間	交付決定日 ~	令和5年3月31日	事業開始年度 年度
対象経費支出予定額 ※(注)1	16,548,000		円
自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け ※(注)2	<p>【① これまでの自治体における少子化対策の全体像】</p> <p>・福岡県においては、第1期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」に基づき、平成27年度から5年間、少子化対策や子どもの健やかな育成に係る子ども・子育て支援の総合的な取組みを実施してきた。本県の合計特殊出生率については1.46(H26)に対して1.49(H30)となったが、出生数は45,203人(H26)に対して42,008人(H30)に減少した。</p> <p>【② ①の効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題】</p> <p>・平成30年度に実施した第1期プラン検証のための「県民意識調査」では、少子化対策等に必要な施策として、「<u>子どもを安心して育てられる環境の整備</u>」(22.7%)、子どもを健やかに生み育てるために期待する施策として、「<u>多様なニーズにあった保育サービスの拡充</u>」(21.8%)が回答として多かった。これらのサービスの中には、市町村をまたぐ住民ニーズもあり、県として子育て世帯への必要な情報の広域的な提供が課題となっているところである。</p> <p>【③ ②を踏まえた、自治体における少子化対策の全体像】</p> <p>・このような課題を踏まえ、少子化の流れを食い止め、安心して子どもを生み育てることができる社会づくりを今後も進めていくため、第2期「ふくおか子ども・子育て応援総合プラン」(R2~R6年度)において、以下の7つの施策の柱を掲げ、出会い、結婚、出産、育児などのライフステージに応じた支援をきめ細かく切れ目なく行うこととしている。</p> <p><施策の柱></p> <ol style="list-style-type: none"> 1 若者が結婚・子育てに希望を持つ社会づくりの推進 2 子育てと仕事が両立できる環境の整備 3 子どもと母性の健康の確保と増進 4 地域での子育てを支える体制の整備 5 子どもの安全と安心を確保する生活環境の整備 6 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備 7 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援 <p>【④ ③における本事業の位置づけ】</p> <p>・第2期プランの中で、「4 地域での子育てを支える体制の整備」や「7 きめ細かな対応が必要な子どもへの支援」を効果的に進めていくため、今回、本県では、県の子育て支援に係るポータルサイトを活用し、病児保育や医療的ケア児に関する情報提供・情報発信を行うこととしている。</p> <p>・具体的には、「4」に向けて、県内全ての子育て世帯が必要ときに病児保育を利用できるよう、病児保育に係る情報システムを導入する。</p> <p>・また、「7」に向けて、新法の施行を踏まえ、医療的ケア児が県内のどこに居住していても、適切な支援を受けるために必要な情報を得ることができるよう、医療的ケア児支援に係る情報システムを導入する。</p> <p>・これらの施策により、子育て世帯への必要な情報の広域的な提供を進めていく。</p>		
個別事業の内容 ※(注)3	<p><課題への対応></p> <p>・多様な保育ニーズに対応し、保護者が安心して子育てできる環境の整備を図るためには、県民が居住市町村によらず病児保育サービスを受けられることが望ましいが、県内9町村で病児保育を利用できない県民がいる。また、病児保育を利用できる市町村でも、利用可能な施設が分かりにくい、空き状況を確認しにくいなど、保護者にとって利便性に課題がある。</p> <p>・一方、医療的ケアが日常的に必要な児童は増加傾向にあるとともに、寝たきりの児童から走ることもできる児童までその実態も多様化しているため、家族はどこに相談すれば良いのかわからない、緊急時の預け先がないなど様々な支援ニーズを抱えている。多様な保育ニーズに対応し、保護者が安心して子育てできる環境の整備を図るためには、医療的ケア児が県内のどこに居住していても適切な支援を受けられるよう、医療的ケア児に係る支援情報について、効果的な情報を発信することが課題となっている。</p> <p>・そのため、県内全ての子育て世帯が必要時に病児保育事業を利用できる環境を整えるとともに、医療的ケア児が県内のどこに居住していても、適切な支援を受けるために必要な情報を得ることができる環境を整え、利用者の利便性向上を図る。</p> <p><取組内容></p> <p>(1)内容</p> <p>ア 病児保育及び医療的ケア児支援に係る情報システム導入</p> <p>結婚・妊娠・出産、子育てに関する切れ目ない支援を行う「福岡県にここにご家族づくりポータルサイト(本県で運営するサイト)」を一部改修することで、利用可能施設の検索や空き状況確認等をWEB上で行うことができるようにする。(ポータルサイトのランニング経費は本事業対象外)</p> <p>イ 情報発信</p> <p>ポータルサイトで県内の病児保育及び医療的ケア児支援に関する社会資源情報を集約し、発信する。</p> <p>また、病児保育支援システムの導入や広域利用により全県的に利便性の向上が進んでいること等について、県内の保育所等へのチラシ・ポスター等の配架や、県及び市町村のHP・SNS等を活用して保護者に向け情報発信を行い、周知を図る。</p> <p>チラシ配布先: 県内保育所等(1,436施設)、県内病児保育施設(81施設)、県内60市町村に各50部</p> <p>ポスター掲示先: 県内保育所等(1,436施設)、県内病児保育施設(81施設)に各1部、県内60市町村に各10部</p> <p>HP・SNS掲載: 県HP、県SNS(LINE、Facebook、Twitter等)に掲載、市町村HP・SNSでもリンク・フォロー等により掲載</p>		

内容	<p>(2)効果</p> <p>ア システム導入 WEBの活用により、保護者は時間に捉われずに、病児保育及び医療的ケア児支援に係る利用可能施設の検索や空き状況確認等が可能となり、利便性が向上する。 さらに病児保育については、WEB上で居住市町村における利用可能施設数等がはっきりと示されることで、市町村の広域化促進が期待できる。システム導入及び広域化の促進により、利用者の利便性が向上することで、病児保育事業の利用が促進され、事業の規模拡大(利用定員・施設数の増)につながる。</p> <p>イ 情報発信 病児保育及び医療的ケア児支援について、希望する地域で利用できる社会資源等の情報を得ることができる。 また、保護者へ周知を図ることで、病児保育事業や広域利用を知らない保護者の潜在的な利用ニーズも含めて、病児保育事業の利用を促進する。</p> <p>【次年度以降に向けた事業の方向性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・病児保育支援については、広域化の促進と、広域利用協定の締結に伴うシステムの改修を継続する。 ・医療的ケア児支援については、サイト閲覧回数や利用者の意見を分析・検証し、掲載情報の追加やシステム改修等を行う。 <p>【事業内容を検討する上で参考とした既存事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大分県 病児保育充実事業 <p>【事業実施にあたっての留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本事業の実施にあたっては、実施要領記載の留意事項を踏まえて実施することとする。
----	--

少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)4	KPI項目		単位	目標値	現状値
		合計特殊出生率の上昇(平成30年:1.49)		%	1.49以上(令和6年)
参考指標 ※(注)5	項目		単位	直近の実績	
	合計特殊出生率		%	1.41(令和2年)	
	婚姻件数		件	22,745(令和2年)	
	婚姻率		%	4.5(令和2年)	
個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標 ※(注)6	KPI項目		単位	目標値	現状値
	<アウトプット>				
	病児保育支援に係るWEBページの閲覧回数(※) (※)R2年度の延べ利用者数を用いて目標値を設定 【目標値】23,319人×10%≒2,500		回	2,500	0
	医療的ケア児支援に係るWEBページの閲覧回数(※2) (※2)【目標値】本県の医療的ケア児760人×2回利用≒1,500		回	1,500	0
	<アウトカム>				
	病児保育事業の未実施市町村数		市町村	0	9
	病児保育に係る広域利用協定締結市町村数 【目標値】R4.4月:44、R5.4月:52、R6.4月:60(県内全市町村)		市町村	44	36
	医療的ケア児支援に係るシステムの満足度		割	8割	0
他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)7	<p>・本事業は、市町村と連携して実施するものである。具体的な役割分担は以下のとおり。 県：利用可能施設の検索及び空き状況確認等を行うシステムを構築し周知する。 病児保育については、利用者ニーズを踏まえて、各市町村に広域化の促進を行う。 市町村：各市町村HPや市報等で保護者に周知する他、管内保育所への周知等で連携する。 病児保育については、利用者ニーズを踏まえて、広域利用協定の締結を行う。</p>				
民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法 ※(注)8	<p>・システムの構築にあたっては、民間事業者にも業務委託し、そのアイデア・ノウハウ等を積極的に活用する。各施設からの要望・意見等も活用し、システムの構築を実施する。 ・また、病児保育施設は、WEBを活用した保護者からの申込受付やキャンセル受付を行うとともに、システムからダウンロードした利用実績データを管理する。</p>				
委託契約の有無 ※優良事例の横展開支援事業又は重点課題事業を実施する場合のみ記載	有				
上記「事業内容」について、「地方創生推進交付金」の申請の有無	無				

(注)

1「対象経費支出予定額」には、本交付金の対象外経費を除いた対象経費支出予定額(補助率を乗じる前の額)を記入すること。また、金額の根拠となる資料(見積書等)を添付すること。

2「自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付け」には、これまでの自治体における少子化対策の全体像及びその効果検証から浮かび上がった地域の実情及び課題と、それらを踏まえた、自治体における少子化対策の全体像及びその中での本個別事業の位置付けを記載すること。

3「個別事業の内容」には、本個別事業の具体的な内容を記載すること。また、事業内容を検討する上で参考とした既存事業があれば、都道府県名又は市町村名、事業名を記載すること。

※個別事業を次年度以降も自立的に発展させるため、事業内容の末尾に必ず次年度以降に向けた事業の方向性を記載すること。

4「少子化対策全体の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」については、自治体の少子化対策全体のKPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体は少なくとも令和4年度終了時点で、各自治体において効果検証を実施すること。

5「参考指標」には、各自治体の合計特殊出生率、婚姻件数、婚姻率を記載すること。

6「個別事業の重要業績評価指標(KPI)及び定量的成果目標」には、自治体における少子化対策の全体像の中での本個別事業の位置付けを踏まえ、KPI及び定量的成果目標を達成予定時期を含め記載すること。また、各自治体において効果検証を実施すること。

※過去に関連する事業を実施している場合は、過去に設定したKPIを踏まえたKPIを設定すること。

※結婚支援センター事業を実施する場合は、参考として直近年度の「会員登録数」「引き合わせ成立者数」「カップル成立組数」「成婚数」を記載すること。

7「他自治体との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を他の都道府県や市町村と連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記載すること。

8「民間事業者との連携・役割分担の考え方及び具体的な方法」には、本個別事業を民間事業者との連携のもと実施する場合、その考え方及び具体的な方法を記入すること。